

## 小売市場距離制限事件

最大判昭和 47 年 11 月 22 日刑集 26 卷 9 号 586 頁

小売商業調整特別措置法違反被告事件

### 事件

Y<sub>1</sub> (岡本信次) が代表者を務める Y<sub>2</sub> (丸真産業株式会社) は、小売商業調整特別措置法 3 条に基づく政令指定地域において、1965 (昭和 40) 年 11 月、大阪府知事の許可を受けずに、その所有する建物を本法所定の小売市場 (1 の建物であって 10 以上の小売商の店舗の用に供されるもの) とするため、48 の小売商に貸しつけたとして起訴された。

Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> は、本法の小売市場開設に関する規制が、(1) 自由競争を不当に制約し、消費者の利益を無視して既存業者の保護に偏るので憲法 22 条 1 項に違反し、(2) 地域指定、業種、店舗数による規制によって 14 条に違反し、(3) 距離制限により国民の食生活の確保に支障を来し生存権を侵害し 25 条に違反するので、無効であると主張した。

しかし、第 1 審 (東大阪簡判昭和 43 年 9 月 30 日刑集 26 卷 9 号 603 頁)、控訴審 (大阪高判昭和 44 年 11 月 28 日刑集 26 卷 9 号 610 頁) とともに、この主張を斥け、有罪の判決を下したため、Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> は上告した。

### 判旨

#### 上告棄却

「憲法二二条一項は……職業選択の自由を保障しており、そこで職業選択の自由を保障するというなかには、広く一般に、いわゆる営業の自由を保障する趣旨を包含しているものと解すべきである……。しかし、憲法は、個人の経済活動につき、その絶対かつ無制限の自由を保障する趣旨ではなく、各人は、「公共の福祉に反しない限り」において、その自由を享有することができるにとどまり、公共の福祉の要請に基づき、その自由に制限が加えられることのあることは、右条項自体の明示するところである。

おもに、右条項に基づく個人の経済活動に対する法的規制は、個人の自由な経済活動からもたらされる諸々の弊害が社会公共の安全と秩序の維持の見地から看過することができないような場合に、消極的に、かような弊害を除去ないし緩和するために必要かつ合理的な規制である限りにおいて許されるべきことはいうまでもない。のみならず、憲法の他の条項をあわせ考察すると、憲法は、全体として、福祉国家的理想のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的發展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである。このような点を総合的に考察すると、憲法は、国の責務として積極的な社会経済政策の実施を予定しているものといえることができ、個人の経済活動の自由に関する限り、個人の精神的自由等に関する場合と異なつて、右社会経済政策の実施の一手段として、これに一定の合理的規制措置を講ずることは、もともと、憲法が予定し、かつ、許容するところと解するのが相当であり、国は、積極的に、国民経済の健全な発達と国民生活の安定を期し、もつて社会経済全体の均衡のとれた調和的發展を図るために、立法により、個人の経済活動に対し、一定の規制措置を講ずることも、それが右目的達成のために必要かつ合理的な範囲にとどまる限り、許されるべきであつて、決して、憲法の禁ずるところではないと解すべきである。もつとも、個人の経済活動に対する法的規制は、決して無制限に許されるべきものではなく、その規制の対象、手段、態様等においても、自ら一定の限界が存するものと解するのが相当である。」

「ところで、社会経済の分野において、法的規制措置を講ずる必要があるかどうか、その必要があるとしても、どのような対象について、どのような手段・態様の規制措置が適切妥当であるかは、主として立法政策の問題として、立法府の裁量的判断にまつほかない。というのは、法的規制措置の必要の有無や法的規制措置の対象・手段・態様などを判断するにあつては、その対

象となる社会経済の実態についての正確な基礎資料が必要であり、具体的な法的規制措置が現実の社会経済にどのような影響を及ぼすか、その利害得失を洞察するとともに、広く社会経済政策全体との調和を考慮する等、相互に関連する諸条件についての適正な評価と判断が必要であつて、このような評価と判断の機能は、まさに立法府の使命とするところであり、立法府こそがその機能を果たす適格を具えた国家機関であるというべきであるからである。したがつて、右に述べたような個人の経済活動に対する法的規制措置については、立法府の政策的技術的な裁量に委ねるほかはなく、裁判所は、立法府の右裁量的判断を尊重するのを建前とし、ただ、立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限り、これを違憲として、その効力を否定することができるものと解するのが相当である。」

「これを本件についてみると、本法は、立法当時における中小企業保護政策の一環として成立したものであり、本法所定の小売市場を許可規制の対象としているのは、小売商が国民のなかに占める数と国民経済における役割とに鑑み、本法一条の立法目的が示すとおり、経済的基盤の弱い小売商の事業活動の機会を適正に確保し、かつ、小売商の正常な秩序を阻害する要因を除去する必要があるとの判断のもとに、その一方策として、小売市場の乱設に伴う小売商相互間の過当競争によつて招来されるのであろう小売商の共倒れから小売商を保護するためにとられた措置であると認められ、一般消費者の利益を犠牲にして、小売商に対し積極的に流通市場における独占的利益を付与するためのものでないことが明らかである。しかも、本法は、その所定形態の小売市場のみを規制の対象としているにすぎないのであつて、小売市場内の店舗のなかに政令で指定する野菜、生鮮魚介類を販売する店舗が含まれない場合とか、所定の小売市場の形態をとらないで右政令指定物品を販売する店舗の貸与等をする場合には、これを本法の規制対象から除外するなど、過当競争による弊害が特に顕著と認められる場合についてのみ、これを規制する趣旨であることが窺われる。これらの諸点からみると、本法所定の小売市場の許可規制は、国が社会経済の調和的発展を企図するという観点から中小企業保護政策の一方策としてとつた措置ということができ、その目的において、一応の合理性を認めることができないうけではなく、また、その規制の手段・態様においても、それが著しく不合理であることが明白であるとは認められない。そうすると、本法三条一項、同法施行令一条、二条所定の小売市場の許可規制が憲法二二条一項に違反するものとすることができないことは明らかである。」

## 薬局距離制限事件

最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572 頁

行政処分取消請求事件

### 事件

X (株式会社角吉) は、1963 (昭和 38) 年 6 月、Y (広島県知事) に対し、A (福山保健所) を経由して、福山市築切町 263 番地「くらや福山店」での医薬品の一般販売業を営業許可の申請をしたところ、翌年 1 月、Y は、薬事法 6 条 2 項及び「薬局等の配置の基準を定める条例」3 条に適合しないとの理由で不許可の処分をした。X は、薬局開設の距離制限を規定する薬事法 6 条 2 項及び県の条例の規定が憲法 22 条に違反すると主張して、右不許可処分の取消しを求めて出訴した。

第 1 審は、不許可処分を取り消したが、憲法判断は避けた (広島地判昭和 42 年 4 月 17 日行集 18 卷 4 号 501 頁)。控訴審は、薬局開設を業者の自由に委ねるなら、その偏在により調剤の確保と医薬品の適正な供給は困難となり、また、その濫立により医薬品の濫売などの過当競争を生じて、経営の不安定、施設の不備ひいては粗悪な医薬品の調剤供給等の好ましからざる影響を来すから、薬事法の当該規定及びこれに基づく条例は憲法に反しないとの憲法判断を示した (広島高判昭和 43 年 7 月 30 日判時 531 号 17 頁)。そこで、X は上告した。

## 判旨

## 原判決破棄・自判

「職業は、……本質的に社会的な、しかも主として経済的な活動であつて、その性質上、社会的相互関連性が大きいものであるから、職業の自由は、それ以外の憲法の保障する自由、殊にいわゆる精神的自由に比較して、公権力による規制の要請がつよく、憲法二二条一項が「公共の福祉に反しない限り」という留保のもとに職業選択の自由を認めたのも、特にこの点を強調する趣旨に出たものと考えられる。このように、職業は、それ自身のうちになんらかの制約の必要性が内在する社会的活動であるが、その種類、性質、内容、社会的意義及び影響がきわめて多種多様であるため、その規制を要求する社会的理由ないし目的も、国民経済の円満な発展や社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで千差万別で、その重要性も区々にわたるのである。そしてこれに対応して、現実に職業の自由に対して加えられる制限も、あるいは特定の職業につき私人による遂行を一切禁止してこれを国家又は公共団体の専業とし、あるいは一定の条件をみたした者にのみこれを認め、更に、場合によつては、進んでそれらの者に職業の継続、遂行の義務を課し、あるいは職業の開始、継続、廃止の自由を認めながらその遂行の方法又は態様について規制する等、それぞれの事情に応じて各種各様の形をとることとなるのである。それ故、これらの規制措置が憲法二二条一項にいう公共の福祉のために要求されるものとして是認されるかどうかは、これを一律に論ずることができず、具体的な規制措置について、規制の目的、必要性、内容、これによつて制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較考量したうえで慎重に決定されなければならない。この場合、右のような検討と考量をするのは、第一次的には立法府の権限と責務であり、裁判所としては、規制の目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、そのための規制措置の具体的内容及びその必要性和合理性については、立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまるかぎり、立法政策上の問題としてその判断を尊重すべきものである。しかし、右の合理的裁量の範囲については、事の性質上おのずから広狭がありうるのであつて、裁判所は、具体的な規制の目的、対象、方法等の性質と内容に照らして、これを決すべきものといわなければならない。」

「職業の許可制は、法定の条件をみたし、許可を与えられた者のみにその職業の遂行を許し、それ以外の者に対してはこれを禁止するものであつて、右に述べたように職業の自由に対する公権力による制限の一態様である。このような許可制が設けられる理由は多種多様で、それが憲法上是認されるかどうかも一律の基準をもつて論じがたいことはさきに述べたとおりであるが、一般に許可制は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業の選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要し、また、それが社会政策ないしは経済政策上の積極的な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらず弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するよりゆるやかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によつては右の目的を十分に達成することができないと認められることを要するもの、というべきである。」

「薬事法は、医薬品等に関する事項を規制し、その適正をはかることを目的として制定された法律であ〔り、〕医薬品等の供給業務に関して広く許可制を採用し……、薬局については……都道府県知事の許可がなければ開設をしてはならないと定め、六条において右の許可条件に関する基準を定めており、また、医薬品の一般販売業については……許可を要することと定め、二六条において許可権者と許可条件に関する基準を定めている。医薬品は、国民の生命及び健康の保持上の必需品であるとともに、これと至大の関係を有するものであるから、不良医薬品の供給（不良調剤を含む……）から国民の健康と安全とをまもるために、業務の内容の規制のみならず、供

給業者を一定の資格要件を具備する者に限定し、それ以外の者による開業を禁止する許可制を採用したことは、それ自体としては公共の福祉に適合する目的のための必要かつ合理的措置として肯認することができる。」

「薬事法……の適正配置規制に関する規定は……その提案の理由として、一部地域における薬局等の乱設による過当競争のために一部業者に経営の不安定を生じ、その結果として施設の欠陥等による不良医薬品の供給の危険が生じるのを防止すること、及び薬局等の一部地域への偏在の阻止によつて無薬局地域又は過少薬局地域への薬局の開設等を間接的に促進することの二点を挙げ、これらを通じて医薬品の供給（調剤を含む……）の適正をはかることがその趣旨であると説明しており、薬事法の性格及びその規定全体との関係からみても、この二点が右の適正配置規制の目的であるとともに、その中でも前者がその主たる目的をなし、後者は副次的、補完的の目的であるにとどまると考えられる。

これによると、右の適正配置規制は、主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のための規制措置であり、そこで考えられている薬局等の過当競争及びその経営の不安定化の防止も、それ自体が目的ではなく、あくまでも不良医薬品の供給の防止のための手段であるにすぎないものと認められる。すなわち、小企業の多い薬局等の経営の保護というような社会政策的ないしは経済政策的目的は右の適正配置規制の意図するところではなく（この点において、最高裁昭和……四七年一月二二日大法廷判決……で取り扱われた小売商業調整特別措置法における規制とは趣きを異に〔する〕）、また、一般に、国民生活上不可欠な役務の提供の中には、当該役務のもつ高度の公共性にかんがみ、その適正な提供の確保のために、法令によつて、提供すべき役務の内容及び対価等を厳格に規制するとともに、更に役務の提供自体を提供者に義務づける等のつよい規制を施す反面、これとの均衡上、役務提供者に対してある種の独占的地位を与え、その経営の安定をはかる措置がとられる場合があるけれども、薬事法その他の関係法令は、医薬品の供給の適正化措置として右のような強力な規制を施してはならず、したがつて、その反面において既存の薬局等にある程度の独占的地位を与える必要も理由もなく、本件適正配置規制にはこのような趣旨、目的はなんら含まれていないと考えられるのである。」

「ところで、薬局の開設等について地域的制限が存在しない場合、薬局等が偏在し、これに伴い一部地域において業者間に過当競争が生じる可能性があることは、さきに述べたとおりであり、このような過当競争の結果として一部業者の経営が不安定となるおそれがあることも、容易に想定されることである。被上告人は、このような経営上の不安定は、ひいては当該薬局等における設備、器具等の欠陥、医薬品の貯蔵その他の管理上の不備をもたらす、良質な医薬品の供給をさまたげる危険を生じさせると論じている。確かに、観念上はそのような可能性を否定することができない。しかし、果たして實際上どの程度にこのような危険があるかは、必ずしも明らかにされてはいないのである。被上告人の指摘する医薬品の乱売に際して不良医薬品の販売の事実が発生するおそれがあったとの点も、それがどの程度のものであったか明らかでないが、そこで挙げられている大都市の一部地域における医薬品の乱売のごときは、主としていわゆる現金問屋又はスーパーマーケットによる低価格販売を契機として生じたものと認められることや、一般に医薬品の乱売については、むしろその製造段階における一部の過剰生産とこれに伴う激烈な販売合戦、流通過程における営業政策上の行態等が有力な要因として競合していることが十分に想定されることを考えると、不良医薬品の販売の現象を直ちに一部薬局等の経営不安定、特にその結果としての医薬品の貯蔵その他の管理上の不備等に直結させることは、決して合理的な判断とはいえない。殊に、常時行政上の監督と法規違反に対する制裁を背後に控えている一般の薬局等の経営者、特に薬剤師が経済上の理由のみからあえて法規違反の挙に出るようなことは、きわめて異例に属すると考えられる。このようにみても、競争の激化—経営の不安定—法規違反という因果関係に立つ不良医薬品の供給の危険が、薬局等の段階において、相当程度の規模で発生する可能性があるとするのは、単なる観念上の想定にすぎず、確実な根拠に基づく合理的な判断とは認めがたいといわなければならない。なお、医薬品の流通の機構や過程の欠陥から生じる経済

上の弊害について対策を講じる必要があるとすれば、それは流通の合理化のために流通機構の最末端の薬局等をどのように位置づけるか、また不当な取引方法による弊害をいかに防止すべきか、等の経済政策的問題として別途に検討されるべきものであつて、国民の保健上の目的からされている本件規制とは直接の関係はない。」

「本件適正配置規制は、右の目的と……国民の保健上の危険防止の目的との、二つの目的のための手段としての措置であることを考慮に入れるとしても、全体としてその必要性和合理性を肯定しうるにはなお遠いものであり、この点に関する立法府の判断は、その合理的裁量の範囲を超えるものであるといわなければならない。

……以上のとおり、薬局の開設等の許可基準の一つとして地域的制限を定めた薬事法六条二項、四項（これらを準用する同法二六条二項）は、不良医薬品の供給の防止等の目的のために必要かつ合理的な規制を定めたものといふことができないから、憲法二二条一項に違反し、無効である。」

## 公衆浴場距離制限事件

最大判昭和 30 年 1 月 26 日刑集 9 卷 1 号 89 頁

公衆浴場法違反被告事件

### 事件

公衆浴場法 2 条 1 項は、公衆浴場業を都道府県知事の許可制とし、2 項は、「都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適當であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる」と、3 項は、「設置の場所の配置の基準については、都道府県が条例で、これを定める」と規定している。つまり、業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

Y（清水政光）は、無許可で公衆浴場を営業したことにより、公衆浴場法 2 条 1 項違反で罰金刑を受け（福岡地裁吉井支部判昭和 28 年 6 月 1 日刑集 9 卷 1 号 104 頁）第 2 審もこれを支持した（福岡高判昭和 28 年 9 月 29 日高刑特 26 号 36 頁）。そこで、Y は、公衆浴場法の距離制限が、公共の福祉に反する場合でないにもかかわらず職業選択の自由を制限するものであると憲法 22 条に違反し、また、制限距離内では原則として公衆浴場の新設を許可しないものであると定める福岡県条例昭和 25 年 54 号 2 条は、公衆浴場法 2 条の限度を超えて制限を強めているものであり、法律の範囲内での条例制定権を認めた憲法 94 条にも違反するとして、上告した。

### 判旨

#### 上告棄却

「公衆浴場は、多数の国民の日常生活に必要な欠くべからざる、多分に公共性を伴う厚生施設である。そして、若しその設立を業者の自由に委せて、何等その偏在及び濫立を防止する等その配置の適正を保つために必要な措置が講ぜられないときは、その偏在により、多数の国民が日常容易に公衆浴場を利用しようとする場合に不便を来すおそれなきを保し難く、また、その濫立により、浴場経営に無用の競争を生じその経営を経済的に不合理ならしめ、ひいて浴場の衛生設備の低下等好ましからざる影響を来すおそれなきを保し難い。このようなことは、上記公衆浴場の性質に鑑み、国民保健及び環境衛生の上から、出来る限り防止することが望ましいことであり、従つて、公衆浴場の設置場所が配置の適正を欠き、その偏在乃至濫立を来すに至るがごときことは、公共の福祉に反するものであつて、この理由により公衆浴場の経営の許可を与えないことができる旨の規定を設けることは、憲法二二条に違反するものとは認められない。……条例の規定は、公衆浴場法二条三項に基き、同条二項の設置の配置の基準を定めたものであるから、これ

が所論のような理由で違憲となるものとは認められない。」

福岡県条例昭和 25 年 54 号は、「公衆浴場法二条三項に基き、同条二項で定めている公衆浴場の経営の許可を与えない場合についての基準を具体的に定めたものであ……る。即ち右条例は、法律が例外として不許可とする場合の細則を具体的に定めたもので、法律が許可を原則としている建前を、不許可を原則とする建前に変更したのではなく、従つて右条例には、所論のような法律の範囲を逸脱した違法は認められない。それ故所論は採用できない。」

## 酒類販売免許事件

最判平成 4 年 12 月 15 日民集 46 卷 9 号 2829 頁

酒類販売業免許拒否処分取消請求事件

### 事件

X (角田酒販株式会社) は、酒税法 9 条に基づいて酒類販売業の免許を申請したが、同法 10 条 10 号 (免許申請者の「経営の根拠が薄弱であると認められる場合」には、酒類販売業の免許を与えないことができる) に該当するとして、Y (東京上野税務署長) により拒否された。そこで、X は、拒否処分の取消請求訴訟を提起した。

第 1 審は、X が酒税法 10 条 10 号の要件に該当しないとして、X の請求を認容した (東京地判昭和 54 年 4 月 12 日判時 1259 号 45 頁) が、控訴審では X の請求は棄却された (東京高判昭和 62 年 11 月 26 日判時 1259 号 30 頁)。そこで、X は、酒類販売業の免許制及び免許の要件を定めた酒税法の規定が憲法 22 条に違反すると主張して上告した。

### 判旨

#### 上告棄却

「憲法二二条一項は、狭義における職業選択の自由のみならず、職業活動の自由の保障をも包含しているものと解すべきであるが、職業の自由は、それ以外の憲法の保障する自由、殊にいわゆる精神的自由と比較して、公権力による規制の要請が強く、憲法の右規定も、特に公共の福祉に反しない限り、という留保を付している。しかし、職業の自由に対する規制措置は事情に応じて各種各様の形をとるため、その憲法二二条一項適合性を一律に論ずることはできず、具体的な規制措置について、規制の目的、必要性、内容、これによって制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較考量した上で慎重に決定されなければならない。そして、その合憲性の司法審査に当たっては、規制の目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、そのための規制措置の具体的内容及び必要性和合理性については、立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまる限り、立法政策上の問題としてこれを尊重すべきであるが、右合理的裁量の範囲については、事の性質上おのずから広狭があり得る。ところで、一般に許可制は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得るためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要するものというべきである。」

「憲法は、租税の納税義務者、課税標準、賦課徴収の方法等については、すべて法律又は法律の定める条件によることを必要とすることのみを定め、その具体的内容は、法律の定めるところにゆだねている (三〇条、八四条)。租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、国民の租税負担を定めるについて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とすることも明らかである。したがって、租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民

生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである。」

「以上のことからすると、租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るといふ国家の財政目的のための職業の許可制による規制については、その必要性和合理性についての立法府の判断が、右の政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものでない限り、これを憲法二二条一項の規定に違反するものということとはできない。」

「酒税法は、酒類には酒税を課するものとし……、酒類製造者を納税義務者と規定し……、酒類等の製造及び酒類の販売業について免許制を採用している……。これは、酒類の消費を担税力の表れであると認め、酒類についていわゆる間接消費税である酒税を課することとともに、その賦課徴収に関しては、いわゆる庫出税方式によって酒類製造者にその納税義務を課し、酒類販売業者を介しての代金の回収を通じてその税負担を最終的な担税者である消費者に転嫁するという仕組みによることとし、これに伴い、酒類の製造及び販売業について免許制を採用したものである。酒税法は、酒税の確実な徴収とその税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する必要から、このような制度を採用したものと解される。

酒税が、沿革的に見て、国税全体に占める割合が高く、これを確実に徴収する必要性が高い税目であるとともに、酒類の販売代金に占める割合も高率であったことにかんがみると、酒税法が……、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るといふ国家の財政目的のために、このような制度を採用したことは、当初は、その必要性和合理性があったといふべきであり、酒税の納税義務者とされた酒類製造者のため、酒類の販売代金の回収を確実にさせることによって消費者への酒税の負担の円滑な転嫁を実現する目的で、これを阻害するおそれのある酒類販売業者を免許制によって酒類の流過程から排除することとしたのも、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るといふ重要な公共の利益のために採られた合理的な措置であったといふことができる。その後の社会状況の変化と租税法体系の変遷に伴い、酒税の国税全体に占める割合等が相対的に低下するに至った本件処分当時の時点においてもなお、酒類販売業について免許制度を存置しておくことの必要性及び合理性については、議論の余地があることは否定できないとしても、……酒税の賦課徴収に関する仕組みがいまだ合理性を失うに至っているとはいえないと考えられることに加えて、酒税は、本来、消費者にその負担が転嫁されるべき性質の税目であること、酒類の販売業免許制度によって規制されるのが、そもそも、致酔性を有する嗜好品である性質上、販売秩序維持等の観点からもその販売について何らかの規制が行われてもやむを得ないと考えられる商品である酒類の販売の自由にとどまることをも考慮すると、当時においてなお酒類販売業免許制度を存置すべきものとした立法府の判断が、……政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理であるとまでは断定し難い。」

## 奈良県ため池条例事件

最大判昭和 38 年 6 月 26 日刑集 17 卷 5 号 521 頁

ため池の保全に関する条例違反被告事件

### 事件

奈良県には、1 万 3000 近くのため池（かんがい用貯水池）があったが、ため池の破壊・決壊等による災害が、その所有者だけではなく、一般住民や滞在者の生命・財産にまで多大の損傷を及ぼすものであることを考慮され、奈良県では「ため池の保全に関する条例」が制定された。この条例は、何人も「ため池の余水はきの溢流水の流去に障害となる行為」（4 条 1 号）「ため池の堤とうに竹木若しくは農作物を植え、又は建物その他の工作物（ため池の保全上必要な工作物を除く。）を設置する行為」（同条 2 号）「前各号に掲げるものの外、ため池の破損又は決かひの原因となる行為」（同条 3 号）をしてはならないと規定し、「第四条の規定に違反した者は、三万

円以下の罰金に処する」(9条)ものとしている。

奈良県磯城郡田原本町大字唐古にある唐古池という名のため池は、登記簿上は、A(松川富雄)及びB(上島武雄)所有名義となっていたが、実質上は、付近地域に住む農家の共有ないし総有であり、その貯水は、付近地域の耕地のかんがい用に用いられていた。昔から付近地域に住む27名は、唐古池周囲の堤とうを、竹、果樹、茶などの農作物の栽培に使用していたが、この条例の施行に伴い、Y<sub>1</sub>(飯田甚太郎)、Y<sub>2</sub>(飯田隆徳)及びY<sub>3</sub>(松村政一)以外の住民は、任意に堤とうの使用を中止した。にもかかわらず、条例施行から数年間、Y<sub>1</sub>~Y<sub>3</sub>は、ため池の堤とう地を耕作して、茶、いも類、大豆、ねぎ、こんにゃく等の農作物を植えていた。そこで、Y<sub>1</sub>~Y<sub>3</sub>の行為が条例4条2号に該当するものとして起訴された。

Y<sub>1</sub>~Y<sub>3</sub>は、唐古池が条例にいう「ため池」には該当しないと主張するとともに、条例をもって私有財産権の内容に規制を加えることは憲法29条に違反すると主張したが、第1審は、Y<sub>1</sub>~Y<sub>3</sub>の請求を棄却した(葛城簡判昭和35年10月4日刑集17巻5号572頁)。しかし、控訴審では、条例をもって、ため池周囲の私有地である堤とうに対する私有財産権の内容を制限することは、法律によるべきことを定めた憲法29条2項に違反し、また、補償なしに財産権を制限することは同条3項にも違反するとして、Y<sub>1</sub>~Y<sub>3</sub>を無罪とした(大阪高判昭和36年7月13日判時276号33頁)。そこで、検察側が上告した。

### 判旨

原判決破棄・差戻し

「本条例……は、ため池の堤とうの使用に関し制限を加えているから、ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者に対しては、その使用を殆んど全面的に禁止することとなり、……財産上の権利に著しい制限を加えるものであるといわなければならない。

しかし、その制限の内容たるや、立法者が科学的根拠に基づき、ため池の破損、決かいを招く原因となるものと判断した、ため池の堤とうに竹木若しくは農作物を植え、または建物その他の工作物……を設置する行為を禁止することであり、そして、このような禁止規定の設けられた所以のものは、……ため池の破損、決かい等による災害を未然に防止するにあると認められる〔。〕本条例四条二号の禁止規定は、堤とうを使用する財産上の権利を有する者であると否とを問わず、何人に対しても適用される。ただ、ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は、……その財産権の行使を殆んど全面的に禁止されることになるが、それは災害を未然に防止するという社会生活上の已むを得ない必要から来ることであつて、ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は何人も、公共の福祉のため、当然これを受忍しなければならない責務を負うというべきである。すなわち、ため池の破損、決かいの原因となるため池の堤とうの使用行為は、憲法でも、民法でも適法な財産権の行使として保障されていないものであつて、憲法、民法の保障する財産権の行使の埒外にあるものというべく、従つて、これらの行為を条例をもって禁止、処罰しても憲法および法律に抵触またはこれを逸脱するものとはいえない。」

## 農地改革事件

最大判昭和28年12月23日民集7巻13号1523頁

農地買収に対する不服申立事件

### 事件

X(田中一策)は、農地改革により農地を買収されたが、自作農創設特別措置法6条3項による買収対価の算定価格が当時の経済事情からみて著しく低いと考え、対価の増額変更を請求した。

Xの主張は、農地買収計画による対価は、田についてはその賃貸価格の40倍、畑についてはその賃貸価格の48倍を超えてはならないと自創法6条3項が定めているが、これは、憲法29

条3項にいう「正当な補償」とはいえないこと、正当な補償とは当時の一般経済事情を考慮して公正・妥当に決定すべきものであるが、政府が任意に法令で定めた公定の米価を計算の基礎としているので、農地の価格が実際の経済価格よりも著しく低く、実質的には無償で取りあげられるのと異なることなどである。

第1審（山形地判昭和24年5月6日行月22号44頁）、控訴審（仙台高判昭和24年10月14日行月22号70頁）ともに請求を棄却したので、Xは、さらに憲法29条3項違反を理由に上告した。

#### 判旨

##### 上告棄却

「憲法二九条三項にいうところの財産権を公共の用に供する場合の正当な補償とは、その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基き、合理的に算出された相当な額をいうのであつて、必しも常にかかる価格と完全に一致することを要するものでないと解するを相当とする。けだし財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律で定められるのを本質とするから（憲法二九条二項）公共の福祉を増進し又は維持するため必要ある場合は、財産権の使用収益又は処分の権利にある制限を受けることがあり、また財産権の価格についても特定の制限を受けることがあつて、その自由な取引による価格の成立を認められないこともあるからである。」

「対価基準はすでにいわゆる第一次農地改革の時期における改正農地調整法六条の二……に基いているのであるが、まず対価の採算方法を地主採算価格によらず自作収益価格によつたことは、農地を耕作地として維持し、耕作者の地位の安定と農業生産力の維持増進を図ろうとする、農地調整法……よりいわゆる第二次農地改革において制定された自創法……に及ぶ一貫した国策に基く法の目的からいつて当然であるといわなければならない。……そしてこの計算の基礎とされた前記米価は、いわゆる公定価格……であるが、このように米価を特定することは国民食糧の確保と国民経済の安定を図るためやむを得ない法律上の措置であり、その金額も当時において相当であつたと認めなければならないから、農地の買収対価を算出するにあたり、まずこの米価によつたことは正当であつて、……その算出過程においてなんら不合理を認めることはできない。そこでこの採算方法に従つて生産高の基準を田について算出された平均水稻反当の玄米実収高二石……）に置き、これを比率によつて供出分……と保有分……に分ち、それぞれ昭和二〇年末における生産者価格……と売渡価格……によつて金額に換算し、この金額……に副収入……を加えた金額……を反当粗収入として対価算出の基礎としたことは計算の項目において合理的であるばかりでなく、数字においてもその時期……において合理的であつたといわなければならない。そしてこの計算の基礎とされた前記米価は、いわゆる公定価格……であるが、このように米価を特定することは国民食糧の確保と国民経済の安定を図るためやむを得ない法律上の措置であり、その金額も当時において相当であつたと認めなければならないから、農地の買収対価を算出するにあたり、まずこの米価によつたことは正当であつて、所論のように憲法の規定する正当の補償なりや否やを解決するについての標準とはならないということとはできない。……以上のとおり田と畑とに通じて対価算出の項目と数字は、いずれも客観的且つ平均的標準に立つのであつて、わが国の全土にわたり自作農を急速且つ広汎に創設する自創法の目的を達するため自創法三条の要件を具備する農地を買収し、これによつて大多数の耕作者に自作農としての地位を確立しようとするのであるから、各農地のそれぞれについて、常に変化する経済事情の下に自由な取引によつてのみ成立し得べき価格を標準とすることは許されないと解するのを相当とする。」

「農地は自創法成立までに、すでに自由処分を制限され、耕作以外の目的に変更することを制限され、小作料は金納であつて一定の額に据え置かれ、農地の価格そのものも特定の基準に統制されていたのであるから、地主の農地所有権の内容は使用収益又は処分の権利を著しく制限され、ついに法律によつてその価格を統制されるに及んでほとんど市場価格を生ずる余地なきに至つたのである。そしてかかる農地所有権の性質の変化は、自作農創設を目的とする一貫した国策に

伴う法律上の措置であつて、いいかえれば憲法二九条二項にいう公共の福祉に適合するように法律によつて定められた農地所有権の内容であると見なければならない。」

「法律により定められる公定又は統制価格といえども、国民の経済状態に即しその諸条件に適合するように定められるのを相当とするけれども、もともと……公定又は統制価格は、公共の福祉のために定められるのであるから、必しも常に当時の経済状態における収益に適合する価格と完全に一致するとはいえず、まして自由な市場取引において成立することを考えられる価格と一致することを要するものではない。従つて対価基準が買収当時における自由な取引によつて生ずる他の物価と比べてこれに正確に適合しないからといつて適正な補償でないということとはできない。」